

諮問番号：諮問第2号

答申番号：答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人 Aが令和4年10月18日付けで提起した、処分庁練馬区長による同年8月22日付け心身障害者福祉手当認定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（4練総法第989号。事件名「心身障害者福祉手当認定処分変更請求事件」）について、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 審査請求人は、令和4年5月6日、石神井保健相談所において、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第6条に基づき、難病医療費助成の申請を行い、同日受付の申請書写しの交付を受けた。

2 審査請求人は、令和4年8月18日、石神井総合福祉事務所福祉事務係窓口において、練馬区心身障害者福祉手当条例（昭和49年9月練馬区条例第34号。以下「本件条例」という。）第4条に基づき、心身障害者福祉手当認定の申請を行った。その際、同年5月6日受付の申請書写しを添付した。

なお、審査請求人は、上記申請の際、窓口担当者から、心身障害者福祉手当の支給が令和4年8月からとなる旨を告げられた。

3 処分庁は、審査請求人につき難病の医療受給者証交付決定がなされていることを確認し、審査請求人が練馬区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和49年9月練馬区規則第32号）第5条第1項に規定する手当受給資格を有することを認定したことから、令和4年8月22日、本件処分を行い、同月29日、審査請求人はその事実を知った。

4 令和4年10月18日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分について心身障害者福祉手当の支給開始月を令和4年8月から同年5月へと変更するよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、令和4年10月18日付け「私の意見 福祉手当の審査請求について」と題する書面（後記補正書による補正を前提として、審査請求書として取り扱う。）、同年11月1日付け補正書、令和5年2月15日付け反論書および同年4月12日付け再反論書記載のとおりであるが、①令和4年5月6日の申請の際、

石神井保健相談所窓口担当者（以下「本件担当者」という。）が、審査請求人に対し、心身障害者福祉手当について、石神井庁舎での手続は「いつでもいい」と述べ、また、難病医療券を取得してからでも良いかとの審査請求人の質問に「それでもいい」と答え、さらに、心身障害者福祉手当の支給も難病医療券を申請した5月からの支給になる旨誤った案内をしたこと、②練馬区が、担当職員や区民の誤解を誘発させるような記載の「難病や心身に障害のある方へ 手当のご案内 令和4年4月改訂版」（以下「手当案内」という。）、「令和3年8月1日版 難病医療費助成の申請をされる方へ ー練馬区心身障害者福祉手当（難病要件）のご案内ー」（以下「申請案内」という。）を作成し放置したことから、本件処分が違法であるというものである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、令和4年12月28日付け弁明書、令和5年3月20日付け弁明書記載のとおりであるが、①令和4年5月6日の本件担当者の案内について、記録は残っていないが、審査請求人の主張する内容は心身障害者福祉手当の所管ではない本件担当者が回答できるものではない、②手当案内および申請案内の記載は担当職員や区民の誤解を誘発させるようなものではないから、本件処分は適法であるというものである。

第4 審理員意見書の要旨

審査請求人の主張する本件担当者の説明内容に誤りがあったという事実は、説明内容の誤りを理由として本件処分の取消しを求める審査請求人が証明すべきものであるところ、審査請求人の主張立証内容に鑑みても、本件担当者が所管外の内容について誤った案内ないしは審査請求人の誤解を誘発するような内容の案内を行ったと認めるに足りる証拠は存在しないため、本件担当者が審査請求人の主張する内容の案内を行ったとは認められない。

つぎに、審査請求人は、申請案内には、難病医療費助成の医療券を取得してから心身障害者福祉手当の申請をしたとしても医療券の申請月から手当を受給することができるとの誤解を誘発する記載がある旨主張するが、申請案内の表題に「難病医療費助成」とは別に「練馬区心身障害者福祉手当」と明記されていること、申請案内にある「※難病医療費助成の申請をされた時点で（認定決定を待たずに）、手当の申請ができます。」等の記載から難病医療費助成の申請とは別に心身障害者福祉手当の申請が予定されていると読み取れることからすれば、審査請求人の主張するような誤解を誘発するものであるとは認められない。また、難病医療費助成の認定決定を待たずに心身障害者福祉手当の申請が可能であること、難病医療費助成の認定が確認できた後、申請月に遡って心身障害者福祉手当の支給を行うことが記載されている以上、審査請求人の主張するような誤解を誘発するものと

はいえないため、手当案内および申請案内の記載が担当職員や区民の誤解を誘発させるようなものであったとは認められない。

最後に、「やむを得ない事由」（本件条例第6条第2項）とは、「災害」という客観的に請求が困難である事情を例示していることからすれば「災害」と同程度に客観的な状況から請求を期待することが困難であるような事情を指すものと解すべきであり、仮に審査請求人の主張のとおり本件担当者から審査請求人の主張するような説明内容があったとしても、また、手当案内および申請案内の記載が審査請求人の誤解を誘発したものであったとしても、これらは専ら審査請求人の誤解という主観的な事情により請求することができなかつたに過ぎず、客観的な状況から請求を期待することが困難であるような事情であるとはいえないため、本件において「やむを得ない事由」は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第5 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

第6 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和5年6月2日 審査庁からの諮問の受付
- 2 令和5年6月27日 審議
- 3 令和5年7月25日 審議
- 4 令和5年7月25日 答申

第7 審査会の判断の理由

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行つたものと認められる。

2 本件処分の適法性について

- (1) 本件に係る関係法令等の定めは別紙のとおりである。
- (2) 争点整理

審理関係人の主張を踏まえ、本件の争点をつぎのとおり整理する。

ア 令和4年5月6日の本件担当者の案内内容がいかなるものであったか、すなわち、審査請求人の主張のとおり、難病医療券を申請すれば石神井総合福祉事務所福祉事務係窓口における心身障害者福祉手当の申請が後日となった場合であっても、難病医療券を申請した月から受給することができる旨の案内があったか否か。

イ 手当案内および申請案内の記載が担当職員や区民の誤解を誘発させるようなものであったか否か。

ウ 仮に本件担当者から審査請求人の主張するような説明があったとして、行政窓口の一担当者の説明を信じたことまたは書面の記載が誤解を誘発させるような内容であったことが「やむを得ない事由」（本件条例第6条第2項）に該当するといえるか否か。

(3) 争点アに対する判断

審査請求人の主張する本件担当者の説明内容に誤りがあったという事実は、説明内容の誤りを理由として本件処分の取消しを求める審査請求人が証明すべきものであるところ、審査請求人の主張立証内容に鑑みても、本件担当者が所管外の内容について誤った案内ないしは審査請求人の誤解を誘発するような内容の案内を行ったと認めるに足る証拠は存在しない。

したがって、本件担当者が審査請求人の主張する内容の案内を行ったとは認められない。

(4) 争点イに対する判断

審査請求人は、申請案内の【支払い方法】欄の「※手当は原則として、申請した月の分から支払います。」との記載や、「手当につきましても、申請月より支給認定いたします。」との記載につき、「申請した月」や「申請月」が心身障害者福祉手当の申請をした月なのか難病医療費助成を行った月なのか不明であり、医療券を取得してから心身障害者福祉手当の申請をしたとしても医療券の申請月から当該手当を受給することができるとの誤解を誘発する旨主張する。

しかしながら、申請案内の表題に「難病医療費助成」とは別に「練馬区心身障害者福祉手当」と明記されていること、「※難病医療費助成の申請をされた時点で（認定決定を待たずに）、手当の申請ができます。」等の記載から難病医療費助成の申請とは別に心身障害者福祉手当の申請が予定されていると読み取れることからすれば、「申請した月」が心身障害者福祉手当の申請を行った月を指すことは明らかであり、また、難病医療費助成の認定決定を待たずに心身障害者福祉手当の申請が可能であること、難病医療費助成の認定が確認できた後、申請月に遡って心身障害者福祉手当の支給を行うことが記載されている以上、審査請求人の主張するような誤解を誘発するものとはいえない。

なお、審査請求人は、手当案内および申請案内について、より詳しくかつ分か

り易く記載されるべきであったなどと主張するが、前述のとおり現行記載内容が一般的な読み手の誤解を誘発させるようなものとはいえない以上、必ずしも審査請求人の主張するような記載内容が求められるわけではない。

したがって、手当案内および申請案内の記載が担当職員や区民の誤解を誘発させるようなものであったとは認められない。

(5) 争点ウに対する判断

「やむを得ない事由」（本件条例第6条第2項）とは、「災害」という客観的に請求が困難である事情を例示していることからすれば、「災害」と同程度に客観的な状況から請求を期待することが困難であるような事情を指すものと解すべきである。

仮に本件担当者から審査請求人の主張するような内容の説明があったとしても、また、手当案内および申請案内の記載が審査請求人の誤解を誘発したものであったとしても、これらは専ら審査請求人の誤解という主観的な事情により請求することができなかつたに過ぎず、客観的な状況から請求を期待することが困難であるような事情であるとはいえない。

したがって、本件において「やむを得ない事由」とは認められない。

3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 宇野 康枝

委員 柴間 敬